

令和4年度における正社員転換及び働き方改革の推進について

1 賃金向上推進事業支援金《拡充》

(1) 正社員化コース

事業所内の50歳未満の女性の非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に支援金を支給

【支給額】 10万円/人（1事業所あたり最大5人まで）

※その対象者が就職氷河期世代の場合、10万円/人を加算

【対象事業者】 山形県内の中小企業等、社会福祉法人

(2) 賃金アップコース

事業所内の50歳未満の女性の非正規雇用労働者の賃金を時給あたり30円以上増額改定した場合に支援金を支給

【支給額】 3万円/人

(1事業者あたりの支給上限額)

業種	上限額	
製造業、社会福祉法人	20人まで	60万円
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	10人まで	30万円
その他	5人まで	15万円

【対象事業者】 山形県内の中小企業等、社会福祉法人

2 働き方改革関連の普及啓発

(1) 職場環境改善アドバイザー派遣事業《継続》

社会保険労務士が企業を訪問し、多様で柔軟な働き方についての普及啓発及び導入について助言(200企業の訪問を予定)

(2) 女性就業促進支援セミナー《新規》

女性の就業促進を図るため、多様で柔軟な働き方の導入など企業側の体制整備を推進するためのセミナーを開催(予定)

・ 開催日 令和4年11月10日(木)

- ・ 開催場所 ヤマコーホール (WEB ONLINE配信を併用)
- ・ 会場定員 30名

(3) 女性新規就業支援・女性活躍支援業務《継続》

山形県中小企業団体中央会に委託し、2名のコーディネーターが企業訪問等を行い、女性が活躍できる職場の新規開拓等を促進

(4) 山形県労働学院《継続》

企業の人事労務担当者、労働者等を対象とした労働関係法及び社会保険等の基礎知識を体系的に学ぶことができる講座を開催

開催日	会 場	内 容	定 員
7月7日～8日	産業技術短期 大学校庄内校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険等に関する基礎知識 ・ 労働基準法の概要 	50人
7月27日～28日	産業技術短期 大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一労働同一賃金 ・ 育児・介護休業法改正（出生時育児休業制度（産後パパ育休制度）など） ・ ハラスメントの防止措置 ・ 高年齢者の就業機会の確保について 	50人

(5) ホームページ「WEB労働やまがた」《継続》

働き方改革関連法を含む労働関係法制度や各種労働情報、助成金などの情報を発信するとともに、多様で柔軟な働き方・女性が働きやすい職場環境の整備について、事例を含めながら紹介し、事業者・労働者双方の理解を促進

山形県は、女性の賃金向上のため、女性の非正規雇用労働者の正社員化を支援します。

☑ 賃金向上推進事業支援金 (正社員化コース)

令和4年度
拡充しました!



事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に支援金を支給します。

支給額 **10万円/人** (1事業者あたり最大5人まで)

さらに、対象労働者が就職氷河期世代(※裏面)に該当する場合、加算金が上乗せになります。

加算額 **10万円/人** 拡充

対象事業者 山形県内の中小企業等又は社会福祉法人

- 支給の要件
- 令和4年4月1日から令和4年11月30日の間に事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換
 - 正社員転換後3か月以上継続して雇用
 - 正社員転換後の賃金を転換前より引き上げている
 - 本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所

- 対象労働者
- 正社員に転換された**50歳未満**の女性非正規雇用労働者 拡充
 - 山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所がある
 - 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でない

裏面もご確認ください

※国の「業務改善助成金」との併給はできません



(申請期限)

令和4年4月1日から令和4年7月31日までの転換 **令和4年11月7日(月) 必着**

令和4年8月1日から令和4年11月30日までの転換 **令和5年3月6日(月) 必着**

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業

検索

＜お問合せ先＞

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室

電話 023-630-2439

FAX 023-630-2376

(提出書類)

- * 山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給申請書（様式第1号）
- * 正社員転換前及び転換後の雇用契約書又はそれに準ずる書類の写し
- * 正社員転換前1か月・転換後3か月分の出勤簿（タイムカード等）の写し
- * 正社員転換前1か月・転換後3か月分の記載がある賃金台帳の写し
- * 賃金増額確認書（正社員化コース）（様式第2号）
- * 雇用保険適用事業所設置届又は労働保険概算・確定保険料申告書（直近）等の写し
- * 誓約書（様式第3号）
- * 通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できるページ）

(注意事項)

※就職氷河期世代とは、1993年（平成5年）から2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた又は中退した世代としており、令和4年4月1日時点の年齢で、以下の方が対象となります。

大学卒業者の場合 40歳から49歳

短期大学卒業者の場合 38歳から49歳

高校卒業者の場合 36歳から47歳

中学校卒業者の場合 33歳から44歳

山形県は、女性の賃金向上のため、女性非正規雇用労働者の所得向上を支援します。

☑ 賃金向上推進事業支援金 (賃金アップコース)

令和4年度
拡充しました!





事業所内の非正規雇用労働者の所定労働時間1時間あたりの賃金(時給)を30円以上増額改定した場合に支援金を支給します。

支給額 **3万円/人**

(1事業者あたりの支給上限額)

業種等	上限額	
製造業、社会福祉法人	20人まで	60万円
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	10人まで	30万円
その他	5人まで	15万円

- 対象事業者 山形県内の中小企業等又は**社会福祉法人**  **拡充**
- 支給の要件
- 令和4年4月1日から令和5年1月31日の間に事業所内の非正規雇用労働者の時給を1回当たりの改定で30円以上増額
 - ただし、令和4年度山形県最低賃金発効日以降の改定の場合、改定前の時給が令和4年度山形県最低賃金の額以上であること
 - 増額改定後1か月以上継続して雇用
 - 本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所
- 対象労働者
- 50歳未満**の女性非正規雇用労働者  **拡充**
 - 山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所がある
 - 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でない

※国の「業務改善助成金」との併給はできません

裏面もご確認ください



(申請期限)

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの改定 **令和4年11月7日(月)必着**

令和4年10月1日から令和5年1月31日までの改定 **令和5年3月6日(月)必着**

＜お問合せ先＞

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室

電話 023-630-3245

FAX 023-630-2376

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業

検索

(提出書類)

- * 山形県賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）支給申請書（様式第1号）
- * 支給対象労働者の内訳（様式第1号-1）
- * 増額改定前・後それぞれの労働条件通知書又はそれに準ずる書類の写し
- * 増額改定前・後それぞれ1か月の出勤簿（タイムカード等）
- * 増額改定前1か月・改定後1か月分の記載がある賃金台帳の写し
- * 賃金増額確認書（賃金アップコース）（様式第2号）
- * 雇用保険適用事業所設置届又は労働保険概算・確定保険料申告書（直近）等の写し
- * 誓約書（様式第3号）
- * 通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できるページ）

(注意事項)

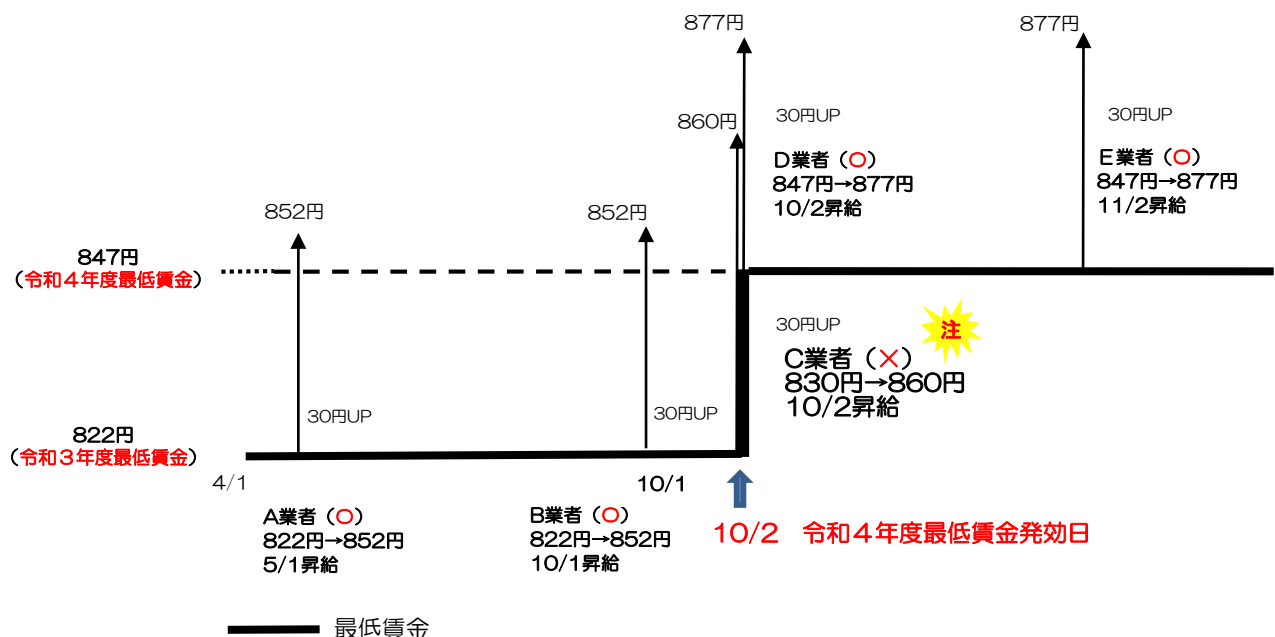
R4.4.1～発効日前日

822円以上から30円以上増額した場合に支援金の対象となります。

発効日以降

(822+最賃引上げ額)円以上から30円以上増額した場合に支援金の対象となります。

事例：令和4年度の最低賃金が、令和4年10月2日を発効日として25円引上げの847円となった場合の例（実際の発効日はご確認ください。）



経営者様、人事労務ご担当者様へ

職場環境改善アドバイザーを 無料派遣いたします！

山形県では、職場環境の改善、労働者の処遇改善に取り組まれている事業所の皆さまに、「職場環境改善アドバイザー」を派遣いたします。

労働・社会保険専門の社会保険労務士がアドバイザーとして事業所を訪問し、「働き方」に関わる様々な課題、問題などの解決に向けた助言や情報提供などを行います。ぜひこの機会にご活用くださいますようお願いいたします。

情報提供・アドバイスの例

- 多様な正社員制度、フレックスタイム制やテレワーク等を導入したい
- 同一労働同一賃金について知りたい
- 労働関係法に合わせ、就業規則を見直したい
- ハラスメント対応についてアドバイスがほしい
- 育児・介護と仕事の両立を支援する制度を整備したい など。

※山形県内の常用雇用100人以下の企業が対象です。※原則2回まで派遣を受けることができます。

担当：雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室 ☎ 023-630-2439

送付先：山形県雇用・産業人材育成課 FAX：**023-630-2376**

「職場環境改善アドバイザー」派遣申込書

企業名	代表者氏名	
所在地		
(ご担当者様) 職・氏名	連絡先(電話番号)	
(情報提供・助言を希望する内容・訪問希望日)		(訪問希望日)

※本事業は、山形県社会保険労務士会への委託により実施しています。

※派遣申込書に記載いただいた内容を県雇用・産業人材育成課から山形県社会保険労務士会へ連絡します。

※山形県社会保険労務士会からご担当者様にご連絡し、日程等を調整させていただきます。

ご提供いただく企業情報等は、山形県と山形県社会保険労務士会が適切に管理し、本事業目的以外の使用はいたしません。

令和4年度山形県女性就業促進支援 セミナー+ウェビナー

参加費無料

最新法令対応！コロナ禍に負けないぞ！

女性が活躍できる

「ずっとここで働きたい」と思ってもらえる
魅力ある会社づくりの方法



開催日

令和4年11月10日 木

時間

13:30~15:30 開場12:30

会場

ヤマコーホール + WEB ONLINE 配信

山形市香澄町 3-2-1 山交ビル7階 中ホール

会場定員30名

申込方法：裏面 FAX 申込書にてお申込みください。

会場（ヤマコーホール）での参加申し込み多数の場合、調整させていただきます。

内容

- 女性が活躍できる環境って？（事例から）
- 雇用する際の留意点（法制度等の解説）
 - ・男女雇用機会均等法・改正育児介護休業法 ・ハラスメントの対応・最新！同一労働同一賃金への対応
- 企業の取組好事例から学ぶ ○柔軟で働きやすい職場環境の作り方等
- マザーズジョブサポート山形・庄内の紹介等を予定しています

YAMAGATA
WOMEN
EMPLOYMENT
POWERMENT

講師

平山社労士事務所所長
社会保険労務士

Hirayama Tatsuya
平山 達也



2016年 南陽市に平山社労士事務所を開設
2017年 医療労務コンサルタント（アドバイザー）として厚生労働省
委託事業 医療労務管理支援事業を中心に運営。
医療系ハラスメント研修や、働き方改革のセミナー講師を
多数実施している。
また、現在、女性の活躍や高齢者雇用等幅広く助言、指導
を行っている。

参加申込書 FAX 023-630-2376

貴社名

所属部署

申込者ご氏名

TEL

Email アドレス

@

該当する方に○をつけてください

会場で参加する

・

WEB 参加

講師に事前に質問があれば記載してください

こちらの面を FAX で送信してください。

事前に記載いただいた情報は、本事業以外に使用いたしません。

WEB 参加者の方には、山形県社会保険労務士会から参加招待メールが送信されます。あらかじめご了承ください。

※本セミナー+ウェビナーの運営を山形県社会保険労務士会に委託しています。

会場で参加される方へ

- ・当日はマスクの着用、検温、手指消毒にご協力ください。
- ・発熱、体調不良等ある場合は、参加をお控えください。

主催

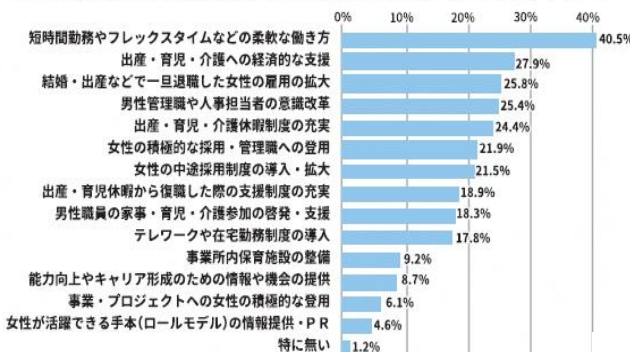
山形県 産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室
山形市松波2丁目8-1 TEL:023-630-3245 FAX:023-630-2376 担当 奥山

女性の 新規就業や さらなる活躍を進めるために



短時間勤務制度やフレックスタイムなど、
柔軟で多様な働き方を求めている！

4. 山形県の企業に望むことはどのようなことですか



令和3年度オンライン100人女子会プロジェクトリポートより抜粋し、紹介しています。「若年女性の声」から女性をとりまく現状・ニーズを把握し、女性も男性もいきいきと暮らし、働ける環境づくりに活かしていただけるようリポートとしてまとめました。
山形県HPに掲載していますので、ぜひご覧ください。

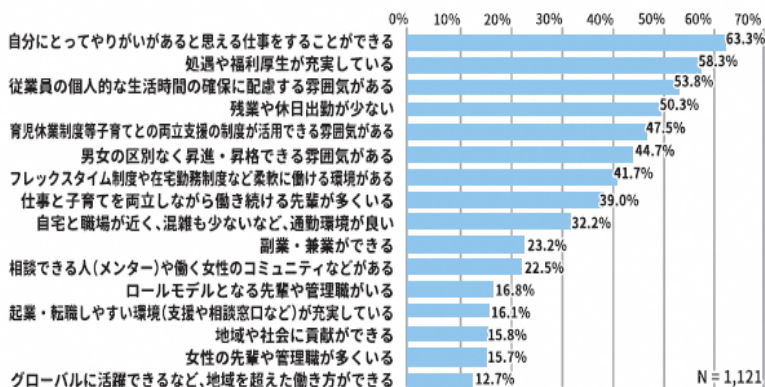
やまがた暮らしの女性のホンネ



マッチング
コーディネーターが
お伺いします。

2名のマッチングコーディネーターが直接企業を訪問し、山形県、マザーズジョブサポート等と連携し、女性の新規就業や活躍推進のための職場環境改善のお手伝いをします。

5. 希望する働き方ができる環境とは、どのようなものですか



やりがいや処遇の充実、ワーク・ライフ・バランスの重視を求めている！



山形県産業労働部 (雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室) TEL 023-630-3245
山形県しあわせ子育て応援部 (女性・若者活躍推進課) TEL 023-630-2262

《問い合わせ先》

山形県中小企業団体中央会 〒990-8580 山形市城南町1-1-1霞城セントラル14階 TEL: 023-647-0360 / FAX: 023-647-0362
庄内支所 〒998-0044 酒田市小町1-4-10 酒田市役所中町庁舎2階 TEL: 0234-22-4945 / FAX: 0234-22-4955

山形県労働学院

労働基準法をはじめとした労働法を体系的に学習できる講座です。企業及び労働者の方々が、昨今の労働法制度の改正等による労働環境の変化に対応できるようにすることを目的としています。

◆庄内会場 令和4年7月7日(木)~8日(金)

場所 山形県立産業技術短期大学校庄内校 大講義室
(酒田市京田3-57-4)

参加費無料!

◆山形会場 令和4年7月27日(水)~28日(木)

場所 山形県立産業技術短期大学校 学生会館4階 大講義室
(山形市松栄2-2-1)

●カリキュラム・講師

	時間	内容	講師
1日目	13:00~16:10	社会保険等に関する基礎知識	社会保険労務士 二宮 健太郎 氏
2日目	9:30~12:00	労働基準法の概要について	山形労働局 労働基準部監督課
	13:00~15:30	・同一労働同一賃金について ・育児・介護休業法改正(産後パパ育休制度の新設など)について ・ハラスメントの防止措置について ・高齢者の就業機会の確保について	山形働き方改革推進 支援センター

●定員

各会場 50名
定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

●申し込み方法

本紙裏面の申込書にご記入のうえ、郵送またはファックスで下記までお申し込みください。
申込みは原則として1事業所お一人までお願いいたします。当日の参加者変更は可能です。

●お問い合わせ

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課
〒990-8570 山形市松波2丁目8-1 (TEL: 023-630-2554 FAX: 023-630-2376)



- ・受講中はマスクの着用をお願いします。
- ・当日会場での検温、手指消毒にご協力ください。
- ・当日に風邪症状や発熱がある方は受講をご遠慮ください。

主催 山形県

後援 山形労働局、連合山形、(一社)山形県経営者協会、山形県中小企業団体中央会、
山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、(一社)山形県労働基準協会連合会、
山形県社会保険労務士会、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部

FAX 023(630)2376

へご送信下さい。

(締め切り:定員 50 名に達するまで)

山形県労働学院受講申込書

〈勤務先・団体名〉	〈参加会場〉	〈参加者職名〉
〈記入担当者氏名〉	山形 庄内	〈参加者氏名(ふりがな)〉
TEL () FAX ()	※参加する 会場を○で 囲んで下さい	

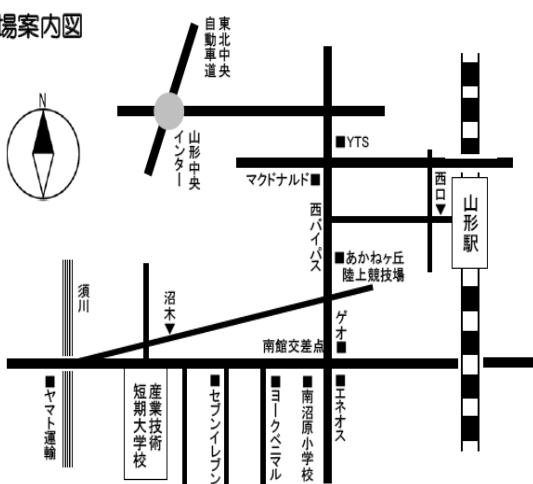
※定員を50名としております。お申込みは1事業所お一人まででお願いします。
(当日の参加者変更は可能です)

会場案内

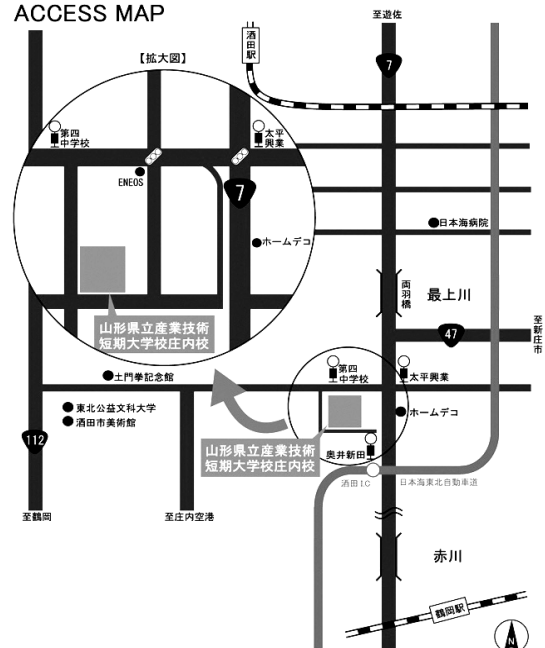
山形県立産業技術短期大学校
(山形市松栄2-2-1)
※会場は学生会館4階でございます。

山形県立産業技術短期大学校庄内校
(酒田市京田3-57-4)

会場案内図



ACCESS MAP



連絡先：山形県産業労働部雇用・産業人材育成課
☎023-630-2554



毎月更新!

WEB&メールマガジン 労働やまがた 配信中!

労働関係制度や法改正、労働関係の各種情報について、毎月ホームページにてお知らせ&メールマガジンにて更新情報を配信しています。
働くみなさん、事業主のみなさんへ役立つ情報をお届けします!
是非ご覧ください。

労働やまがた

検索



URL: <https://www.labor.yamagata.jp/>

メールマガジンの登録は、
こちらのQRコードから
簡単に登録できます。→



無料

労働相談窓口のご案内

解決に向けた助言や、関係機関を紹介します!



- ◎山形県では、県内に5つの労働相談窓口を設置し、うち4つの窓口(総合支庁)では、専任の労働相談員(社会保険労務士)による相談も受け付けています。
- ◎雇用・労働に関することでお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。
なお、相談の内容により他の専門機関をご紹介させていただく場合があります。
- ◎受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:15 (年末年始及び国民の祝日を除く)

窓口	住所	電話番号	社会保険労務士 勤務曜日※
村山総合支庁	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8438	水曜日
最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1310	木曜日
置賜総合支庁	米沢市金池7-1-50	0238-26-6045	火曜日
庄内総合支庁	東田川郡三川町横山字袖東19-1	0235-66-5491	金曜日
雇用・産業人材育成課	山形市松波2-8-1	023-630-2439	なし

13:00~
16:30

※専任の労働相談員(社会保険労務士)の勤務曜日は変更になる場合があります。
WEB労働やまがたでご確認ください。

【問い合わせ先】山形県雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室 TEL:023-630-2439